

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 9月の主な成立法令一覧
3. 9月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判平成15年3月14日判時1825号63頁民集57巻3号229頁 平成12（受）1335号

→法務速報24号37番で紹介済。

(2) 最二判平成15年3月14日判タ1120号100頁、平成13年（受）第751号求償金請求事件

→法務速報24-3で、紹介済（裁判所HP）。

(3) 最三判平成15年3月25日判時1822号63頁、判タ1121号112頁 平成12年（受）第1418号・預託金返還請求事件

→法務速報24号14番で紹介済

(4) 最二判平成15年3月28日判タ1120号87頁、平成14年（才）第1630号、預金返還請求及び当事者参加事件

→法務速報24-5で、紹介済（裁判所HP）。

(5) 最一判平成15年3月31日判タ1120号87頁、平成14年（才）第1963号、預金返還請求及び預金返還等請求当事者参加事件

→法務速報24-6で、紹介済（裁判所HP）。

(6) 最三判平成15年4月8日判時1822号57頁、判タ1121号96頁 平成14年（受）第415号・預託金返還請求事件

→法務速報24号7番で紹介済

(7) 最一判平成15年9月11日 最高HP 平成12年（受）第1000号 不当利得返還等、不当利得返還請求事件

最三判平成15年9月16日 最高HP 平成14年（受）第622号過払金返還請求本訴、貸金請求反訴事件

1 信用保証会社が、貸金業者の貸付金取引の借主に対する信用保証を行うために貸金業者が100%出資して設立した子会社であり、貸金業者と役員の一部が共通していること、信用保証会社は、貸金業者の貸付けに限って保証しており、貸金業者の手形貸付けについては信用保証会社の保証を付けることが条件とされていること、信用保証会社の受ける保証料等の割合は銀行等の系列信用保証会社の受ける保証料等の割合に比べて非常に高く、信用保証会社の設立後、貸金業者は貸付利率の引下げ等を行ったが、信用保証会社の受ける保証料等の割合と貸金業者の受ける利息等の割合との合計は信用保証会社を設立する以前に貸金業者が受けていた利息等の割合とほぼ同程度であったこと、信用保証会社は、貸金業者の借主との間の保証委託契約の締結業務及び保証料徴収業務を貸金業者に委託しており、信用調査業務についても貸金業者が主体となっており、債権回収業務も貸金業者が相当程度代行していたこと等の事情の下で、信用保証会社の受ける保証料及び事務手数料が貸金業者の受ける利息制限法3条所定のみなし利息に当たるとされた事例（最二判平成13年（受）第1032号、第1033号15年7月18日裁判所時報1343号6頁参照）。

2 同一の貸主と借主との間で基本契約に基づき継続的に貸付けが繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの一つの借入金債務につき法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を残元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は、当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情のない限り、民法489条及び491条の規定に従って、弁済当時存在する他の借入金債務の利息及び元本に充当され、当該他の借入金債務の利率が法所定の制限を超える場合には、貸主は充当されるべき元本に対する約定の期限までの利息を取得することができないと解するのが相当である（最判平成15年7月18日参照）。

(8) 最二判平成15年9月12日 最高HP 平成14年（受）第1656号 損害賠償等請求事件（早大学生プライバシー漏洩事件）

大学主催の外国国賓講演会に参加を申し込んだ学生の学籍番号、氏名、住所及び電話番号との個人情報について、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないとの期待は保護されるべきであるから、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となり、大学が学生に無断でこれを警察に開示した行為は、学生が任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、学生のプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するとされた事例。

本件の下級審については、以下の通り紹介済み

東京地判2001年4月11日法務速報7号15番

東京高判2002年1月16日法務速報12号8番

(9) 東京高判平成13年7月18日判タ1120号235頁、平成12年（ネ）第3379号、損害賠償請求控訴事件

（腹部大動脈瘤破裂の可能性のあった患者について下部胸部腹部大動脈置換術、分枝再建術（本件手術）を実施したところ、本件手術中に、同患者が、急性出血性心筋梗塞により死亡したとの事案）

1 本件医師が患者に対し、本件手術の危険率（少なくとも10パーセント）について具体的に説明したとは認めがたいが、腹部大動脈瘤自体が高い危険性（1年内破裂可能性8割、破裂大動脈瘤の手術リスク約5割）を有する疾患であることを考慮すると、仮に、本件医師から患者に対し本件手術の危険性を含めた

十分な説明がなされたとしても、結局、患者が本件手術を選択した可能性も十分に考えられるので、本件医師による説明義務違反と患者の死亡との間に因果関係は認められないから、患者の死亡による損害は認められない。

2 本件医師の不十分な説明のために自らの疾病の治療方法として本件手術を受けることの当否、ひいては自らの余生の生き方を自らの責任で選択する機会を持つことができなかった患者の精神的苦痛は慰藉に値し、その金額は、金100万円が相当である。

(10) 東京地判平成14年12月27日判時1822号68頁 平成13年(ワ)第19399号・建物賃料等請求事件

賃貸人の転借人に対する賃料請求が転貸人の転借人に対する賃料請求に優先するものと解することはできず、賃貸人の転借人に対する賃料請求権と転貸人の転借人に対する賃料請求権とは、連帯債権類似の関係になると解し、建物の転借人が賃貸人から民法613条1項に基づき賃料の請求を受けた場合に債権者不確知を理由として行った弁済供託を有効とした事例。

(11) 東京地判平成15年2月24日判タ1121号284頁(平13(ワ)13963)

相撲の年寄名跡の襲名承継につき、相撲界の慣習に従って相当額の襲名継承金を支払うとの口頭による合意の成立が認められ、襲名承継金額として1億7500万円が相当とした事例。

(12) 東京地判平成15年3月27日金法1683号77頁 平成14年(ワ)第26928号

民法386条は、増加競売の請求を撤回するためには、登記をした他の担保権者の同意を得なければならないと規定しているが、増加競売の請求の失効は、増加競売の請求をしたことの証明をしなかった場合や保証の提供をしなかった場合、さらには、費用の予納をせず手続が取り消された場合等にも生じるが、これらの場合にまで請求の失効の効果が生じるために登記をした他の担保権者の同意を要すると解することができず、そして、これらの事態は、申立債権者の意図的な懈怠によっても生じ得るものであり、他の債権者はこれを阻止し得ないのであるから、申立ての取り下げに限って同意を要すると解する根拠は乏しく、また、民事執行法187条後段は、民法386条の存在にもかかわらず、増加競売の申立てが取り下げられたときには増加競売の請求が「効力を失う」と定め、申立ての取り下げにつき他の担保権者の同意を要すると規定していないから、民事執行法の解釈としては、増加競売の申立ての取り下げにこれらの者の同意は要求してないと解すべきである。

(13) 東京地判平成15年5月27日金法1683号63頁 平成10年(ワ)第17204号、平成11年(ワ)第2445号、平成11年(ワ)第20907号、平成12年(ワ)第2362号

1 銀行からアメリカドルによる借入(インパクトローン)を行い、これに関連して為替取引を行っていた顧客が、銀行においてインパクトローンの取引開始に当たって顧客と交わした合意に反した取引を行ったほか、顧客に対して取引に伴う費用、危険性並びに取引の経過及び結果の説明や報告をせず、かつ、定期預金債権の利息の支払を遅延させたことにより、顧客らに損害を発生させたとして行った損害賠償請求について、銀行に顧客が主張する義務違反がいずれも認められないとして、顧客の請求を否定した事例。

2 銀行が、顧客が提起した前記損害賠償請求訴訟の提起が不当であるとして、その応訴に要する弁護士費用相当額の損害を被ったと主張して、顧客に対して行った不法行為に基づく損害賠償請求について、インパクトローンとこれに関連する為替予約の取扱いなどが専門性、技術性に富んだものであることは否定できず、また、顧客が銀行におけるその実務的な取扱い全般について熟知していたとまでは認めることができないとして、銀行の請求を否定した事例。

(14) 京都地判平成15年7月16日判時1825号46頁 平成14(ワ)1789,1832,2642号(大学入学金等返還事件)

Y1京都女子大学およびY2成安短大に学納金として入学金および授業料、施設利用料を納入した原告らが、その後入学を取りやめたにもかかわらず学納金の全部または一部が返却されなかったとして、Y1に対しては学納金の全部を、Y2に対しては入学金相当額を、それぞれ返却するよう求めた。裁判所は学納金を返還しない定めを消費者契約法9条1項にいう損害賠償の額の予定ととらえ、同規定にいう「平均的損害」の主張立証責任は証拠偏在を理由として大学側にあるとし、平均的損害の主張立証が出来ない以上、全学納金について返還義務があると判示した。

(15) 横浜地判平成15年7月17日金法1683号57頁 平成14年(ワ)第2246号

盗取された預金通帳を用いて行われた定期預金と普通預金の払戻請求において、払戻請求時に提出された払戻請求書の払戻請求者住所欄に、正しくは「・・・十間坂・・・」と記載されるべきなのに「・・・十間町・・・」と誤って記載されていたところ、定期預金の払戻においては、当該誤記の程度は高いから、当該誤記等から本人であることに疑いを差し挟み暗証番号による本人確認作業を行うなどして払戻請求者が預金者本人であることを更に確認すべきであったにもかかわらず、それを怠って払戻をした銀行の過失を認めつつ、他方、住所の確認をすることなく行った普通預金の払戻については、普通預金は流動性預金であり頻繁かつ高額な現金による出し入れが予定されているものであり、制度上、簡便な手続で払戻がされることが要請されているものであるから、その払戻における銀行の注意義務は定期性預金のそれに比較して軽度のもので足りると認めるべきであるとして、住所の確認作業を伴わない払戻作業過程に銀行の過失を認めることはできないとした事例。

【商事法】

(16) 最一判平成15年3月27日判タ1120号84頁、平成12年(受)第469号、新株発行不存在確認請求事件

→法務速報24-15で、紹介済(裁判所HP)。

(17) 大阪高判平成14年4月11日判タ1120号115頁、平成13年(ネ)第2757号、社

員代表訴訟等控訴事件<住友生命政治献金事件控訴審判決>

保険業を営む相互会社が、その事業活動の一貫として政治資金規正法に従い事業費から政治献金を出捐することは、社員の思想・信条の自由を侵害するものではなく、違法なものではない等として、代表取締役に対する損害賠償等の請求を棄却した事例。

(18) 東京高判平成15年1月30日判時1824号127頁 平成14年(ネ)第553号・新株発行不存在確認請求控訴事件

取締役会が全く開催されていないなど新株発行に関する取締役会の決議自体がない場合であっても、本件新株の発行は、被控訴人の代表取締役により、取締役会を経たものとして実施され、株式払込金の払込みも行なわれ、発行済株式の総数及び資本の額についての変更登記が経過されたことが認められるのであるから、新株発行の実体があり、本件新株発行は存在すると認めるのが相当である。

【知財】

(19) 最二判平成15年4月11日判時1822号133頁 平成13年(受)第216号・著作権使用差止請求事件

→法務速報24号16番で紹介済

(20) 最三判平成15年4月22日判時1822号39頁、判タ1121号104頁 平成13年(受)第1256号・補償金請求事件

→法務速報25号17番で紹介済

(21) 最二判平成15年4月25日判時1822号51頁、判タ1121号110頁 平成13年(行ヒ)第230号・処分取消請求事件

→法務速報25号30番で紹介済

(22) 東京地判平成15年8月28日 裁判所HP 平成15(行ウ)33 特許権 行政訴訟事件

拒絶査定不服審判において、原告の提出した手続補正書について特許庁審判長が本件補正書に方式上の不備があるととして補正命令を発したところ、原告は当該補正命令は不当であるなどとして、補正命令の取消し等を求めて行政不服審査法による審査請求をした。これに対して、被告が「本件審査請求を却下する。」との裁決をしたため、原告が、同裁決には判断遺脱、判断の誤りの違法があるととして、同裁決の取消しを求めた。

しかしながら、行政不服審査法1条は、この種行為が直接国民の権利義務を形成し、又はその権利義務の範囲を確定するものであるという理由に基づく規定であるから、行政庁の行為であっても、その性質上このような法的効果を有しないものは同法による不服申立ての対象とならないというべきであり、特許法133条2項の補正命令は、審判事件に関する手続の方式に関して瑕疵があった場合、これを審判長が指摘し、審判当事者に対してその補正の機会を与え、その補正を促すにとどまるものであって、手続の補正を命ぜられた審判当事者の権利義務を直接形成し、あるいはその権利義務の範囲を確定するものではないので、本件補正命令は行政不服審査法に基づく不服申立ての対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するものとはいえない。

(23) 東京地裁平成15年8月28日 裁判所HP 平成14年(ワ)第1574号 特許権侵害差止等請求事件

特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない(最高裁平成10年(オ)第364号同12年4月11日第三小法廷判決・民集54巻4号1368頁)。本件においては、無効審判の被請求人である原告から本件訂正請求がされているところ、仮に本件訂正請求により本件特許が無効とはいえなくなるとするならば、前記特段の事情があるということになるが、本件訂正請求後の請求項1に明らかな無効理由があるかどうかを検討すると、本件訂正請求後の請求項1に係る発明は、引用例1及び同2記載の発明並びに周知の技術事項に基いて当業者が容易に発明することができたものである。したがって、本件特許権の請求項1に係る発明は、仮に本件訂正請求のとおり訂正されたとしても、なお、特許法29条2項に違反して特許されたものとして、同法123条1項2号に該当し、無効を免れないものであるため、原告から本件訂正請求がされていることは、前記の特段の事情に当たらない。

(24) 東京地判平成15年8月29日 裁判所HP 平成14(ワ)16635 特許権 民事訴訟事件

被告は、特許を受ける権利の承継時の知的財産権の経済的価値の算定に最も適した手法である割引キャッシュフローアプローチを本件各発明に当てはめた金額が「相当の対価」である旨主張したが、割引キャッシュフローアプローチという手法によった場合に特許法35条4項に規定された「その発明により使用者等が受けるべき利益の額」及び「その発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮したといえるか否か疑問がある上、特許を受ける権利の承継後実際に第三者から実施料の支払を受けた本件の場合において、これを直ちに採用することは困難である。

また、被告規程において、実績報奨は実施料収入を得たとき等に実績を1年単位で把握して行う旨定められており、実績報奨については被告が実施料収入を得る時まで権利を行使することができないものであるため、本件において、事後的な発明の独占的实施又は実施許諾によって得た利益を割引率を年15パーセントで権利承継時の時価に割り戻して算定するのは相当でない。

【公法】

(25) 最二判平成15年3月14日決定(判例タイムズ1120号98頁、平成14年(行フ)第10号、移送申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件)

→法務速報24-28で、紹介済(裁判所HP)。

(26) 最一判平成15年9月04日 最高HP 平成11年(行ヒ)第99号 労災就学援護費不支給処分取消請求事件

業務上の事由により死亡した労働者の妻であり、労働者災害補償保険法に基づく遺族補償年金の受給権者が、被災労働者の母国フィリピン共和国のシリマン大学に入学した子の学資の支弁のため、労災就学援護費の支給を申請したが、労働基準監督署長が不支給決定通知をしたためその取消しを求めた事案において、被

災労働者又はその遺族は、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分とした事例。

(27) 大阪高裁平成14年10月10日判タ1120号134頁、平成12年（行コ）第24号、平成12年（行コ）第25号、法人税更正処分取消等請求控訴事件

本件各契約書に記載された譲渡代金額（本件不動産18億円、本件株式42億円）は、国土法の規制を免れ、かつ、本件各土地の譲渡に伴う税負担の増大を回避するという目的に沿うよう60億円を適当に配分・割り付けただけの金額に過ぎないところ、本件株式について、その時価相当額を数倍も上回る20億円の価格で売買されることは考えられず、結局、本件不動産の真の譲渡価格は、本件株式の取引価格を最大限高く認定しても、40億円を下回ることとはなく、本件裁決が前提とした35億円を下回ることとはないから、総額主義の立場から、本件法人税等関連各処分は、いずれも適法である。

(28) 東京地判平成15年2月10日判タ1121号272頁「メーデー会場占有許可申請競争事件」（平14（行ウ）182）

メーデー会場の占有使用を巡って二団体の許可申請が競合した場合に、管理者が抽せんの方法により占有者を決定したことにつき、本件では抽せんによることがかえって公平に反するような特段の事情は認められず、違憲・違法は無いと判示した事例。

【刑事法】

(29) 最二決平成15年2月20日判タ1120号105頁、平成12年（あ）第1242号、業務上過失傷害被告事件

1 原判決が認定した過失は、被告人が「進路前方を注視せず、ハンドルを右方向に転把して進出した」というものであるが、これを認定するために、被告人が「進路前方を注視せず、進路の安全を確認しなかった」という検察官の当初の訴因を変更する手続を経ることは要しないから、「本件検察官に対し訴因変更を促し又はこれを命ずる義務が本件第一審裁判所にある」とした原判決の判断は、法令の解釈を誤ったものである。

2 原判決は、第一審判決に事実誤認があると判断した限りにおいては正当であり、いずれにせよ第一審判決は破棄を免れないから、原判決が第一審判決を破棄して有罪を言い渡した結論自体は正当であって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとは認められない（弁護人の上告を棄却）。

(30) 最二判平成15年9月05日 最高HP 平成10年（オ）第642号 損害賠償請求事件 在監者の信書の発受に関する制限を定めた監獄法50条、監獄法施行規則130条の規定が憲法21条、34条、37条3項に違反しないことは、最高裁判所大法廷判決（最高裁昭和40年（オ）第1425号同45年9月16日判決・民集24巻10号1410頁、最高裁昭和52年（オ）第927号同58年6月22日判決・民集37巻5号793頁、最高裁平成5年（オ）第1189号同11年3月24日判決・民集53巻3号514頁）の趣旨に徴して明らかであり、また、上記監獄法令の規定が、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条3項、17条に違反すると解することもできない。

(31) 東京高裁平成14年5月28日判タ1120号288頁、平成14年（う）第314号、有印私文書偽造被告事件

国際運転免許証様の物1通を作成した被告人が、仮に、実在する国際旅行連盟（ITA）なる団体から同文書の作成権限を付与されていたとしても、文書全体から総合的かつ合理的に判断すれば、作成名義人は、「ITA」ではなく、「ジュネーブ条約に基づき国際運転免許証を発給する権限を有する団体としてのITA」とみるのが相当であるところ、当該権限を有する団体としてのITAは存在しないから、結局、被告人は、いわゆる虚無人名義の文書を、その作成名義人が実在し、真正に作成したと誤信させるようなものとして作成したことに帰し、文書偽造罪が成立する。

(32) 青森地判平成14年12月12日判タ1121号297頁（平14（わ）

1、平14（わ）13、平14（わ）27、平14（わ）37、平14（わ）39（青森県住宅供給公社業務上横領事件）

青森県住宅供給公社に勤務していた被告人が、公社の経理業務の実質的権限を事実上委ねられていたことを奇貨として、公社理事長名義の複数の預金口座間の預金の振り替えを装い、前後165回に渡って、合計14億4616万4488円に上る公金を払い戻して着服した業務上横領の事案において、懲役14年の刑が言い渡された事例。

(33) 東京地判平成15年3月18日判タ1121号290頁「業際研事件第一審判決」（平14刑（わ）307、平14合（わ）71、平14刑（わ）555、平14合（わ）136、平14合（わ）137、平14刑（わ）950、平14刑（わ）1115、平14特（わ）1650）

業際研を実質的に運営していた元国会議員秘書が、競売入札妨害、贈賄、法人税法違反として起訴された事件について、被告人が首長と業者の間に立って扇の要のごとく振舞ったと評価し、被告人が秘書時代に培った人脈を悪用して犯行を重ねたことにより舞台となった地方公共団体の施政を混乱されたのみならず、国政全般に対する国民の不信感を醸成したという社会的影響の大きさや、被告人が本件各犯行に関連して多大な利益を得ていたことなどを考慮すると被告人の刑事責任は重いとして、その他の斟酌すべき事情を考慮しても懲役刑の実刑は免れないとした事例。

【経済法】

(34) 最二判平成15年3月14日判タ1120号91頁、平成11年（行ツ）第115号、平成11年（行ヒ）第70号、審決取消請求事件

→法務速報24-34で、紹介済（裁判所HP）。

(35) 最三判平成15年9月09日 最高HP 平成14年（行ヒ）第242号 事件記録閲覧謄写許可処分取消、公正取引委員会審判事件記録閲覧謄写許可処分取消、公正取引委員会審判記録閲覧謄写許可執行取消請求事件

独占禁止法の規定やその趣旨、目的等に照らせば、同法69条所定の事件記録の閲覧・謄写請求権は、審判手続における当事者の防御権行使等のためだけに認められたものではなく、審判手続に参加し得る者が参加又は意見陳述の要否を検討し、法違反行為の被害者が差止請求訴訟又は損害賠償請求訴訟を提起しあるいは維持するための便宜を図る趣旨をも含むから、同条にいう利害関係人とは、当該事件の被審人のほか、同法59条及び60条により審判手続に参加し得る者並びに当該事件の対象をなす違反行為の被害者をも含むところ、地方公共団体の住民が、地方自治法（平成14年法律第4号による改正前のもの）242条の2第1項4号に基づき、独占禁止法違反行為の被害者である地方公共団体に代位して被審人に対し損害賠償を請求する住民訴訟を提起した場合、審判事件の事件記録を利用することの必要性、有用性については、地方公共団体が自ら被審人に対し損害賠償請求をしている場合と異ならないから、住民についても同法69条にいう利害関係人として審判事件の事件記録の閲覧・謄写を許可することができる。

(36) 東京地判平成14年12月26日判時1822号75頁 平成13年（ワ）第13381号・損害賠償請求事件

公正取引委員会の勧告において存在するとされた不当な取引制限の事実がその後の審決において認められなかった場合において、被勧告人が当該勧告の違法を理由に提起した国家賠償請求につき、当該勧告は公正取引委員会の職務上の義務に照らして不相当なものであったとまではいうことができず、国家賠償法上の違法性は認められないとされた事例。

【その他】

(37) 最三判平成15年3月11日判時1822号55頁 平成14年（行フ）第11号・懲戒処分執行停止に対する許可抗告事件

懲戒処分である戒告を受けた弁護士が、その取消訴訟を提起した上で、後日勝訴しても公告により本件処分が第三者の知るところとなれば弁護士としての社会的信用が低下する事態が生ずることから、行政事件訴訟法25条2項にいう「処分により生ずる回復の困難な損害」にあたるとし、本件処分の効力又はその手続の続行の停止を求めたが、①公告は、懲戒処分である戒告のあった事実を一般に周知させるための手続であって、戒告の効力として行われるものでも、戒告の続行手続として行われるものでもないというべきであるから、本件処分の効力又はその手続の続行を停止することによって公告が行われることを法的に阻止することはできない、②本件処分が公告を介して第三者の知るところとなり、弁護士としての社会的信用等が低下するなどの事態を生ずるとしても、それは本件処分によるものではないから、これをもって本件処分により生ずる回復困難な損害にあたるものということとはできない、とされ、申立が却下された事案。

2. 9月の主な成立法令一覧

・成立法令はありません。

3. 9月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・荒木新五 商事法務 247頁 ¥2500
実務借地借家法

・澤野順彦 商事法務 528頁 ¥4700
不動産法の理論と実務

・草野芳郎 信山社出版 198頁 ¥2000
和解技術論

・島原宏明 税務経理協会 384頁 ¥4200
企業会計法の展開と理論

・貝瀬幸雄 有斐閣 400頁 ¥5800
国際倒産法と比較法

・事業再生研究機構編 商事法務 216頁 ¥2600
新会社更生法の実務

・高木新二郎・早期事業再生研究会編 商事法務 516頁 ¥2800
早期事業再生のすすめ

・坂和章平編 青林書院 600頁 ¥5200
注解 マンション建替え円滑化法

4. 9月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・経済産業省産業再生課編 商事法務 35頁 ¥300

改正産業活力再生特別措置法ハンドブック

・岡村久道 商事法務 294頁 ¥2000
新法解説 個人情報保護法入門

・村上雅博 商事法務 328頁 ¥5200
日本の独占禁止法

・貝原成允・樋口範雄編 有斐閣 250頁 ¥2300
医療の個人情報保護とセキュリティ 個人情報保護法とHIPAA法 . . .
★

・寺崎嘉博・白取祐司編 信山社出版 704頁 ¥18900
激動期の刑事法学

・秋吉健次・田北康成編 信山社出版 472頁 ¥8000
新編 情報公開条例集 1 都道府県情報公開条例 (全文集) 上

・秋吉健次・田北康成編 信山社出版 472頁 ¥8000
新編 情報公開条例集 2 都道府県情報公開条例 (全文集) 下

・秋吉健次・田北康成編 信山社出版 464頁 ¥8000
新編 情報公開条例集 3 都道府県情報公開条例 (項目別条文集) 上

・秋吉健次・田北康成編 信山社出版 464頁 ¥7000
新編 情報公開条例集 4 都道府県情報公開条例 (項目別条文集) 下

・知的財産訴訟外国法研究会編 商事法務 266頁 ¥3800
別冊BNL 81 知的財産訴訟制度の国際比較

・経営法友会法務ガイドブック等作成委員会編 商事法務 268頁 ¥3200
経営法友会ビジネス選書5 知的財産法務ガイドブック . . .★

・北澤信次 成文堂 304頁 ¥3800
犯罪者処遇の展開 保護観察を焦点として

5. 発刊書籍<解説>

・医療の個人情報保護とセキュリティ 個人情報保護法とHIPAA法
医療分野における従来からの個人情報の保護の問題をはじめ、電子情報のセキュリティという新たに生じた問題を米国における同問題と比較しながら論じている。医療関係者向けの実務書として意図されているため文体は平易であるが、内容は詳細なケース毎に節立てて論られており、研究書としても有用である。

・経営法友会ビジネス選書5 知的財産法務ガイドブック
現代の企業活動において問題となる知的財産権関係の諸法を網羅的に取り上げ、課題と対処法について極めて実務的に論じている。章によりQ & A形式や個別事例的なケースで書かれている部分もあるが、各企業の知財法務担当者によって執筆されており、掲載されている問題はすべて適時的で外国法や海外の事例との比較もなされているので、企業の法務部門担当者や同分野の研究者にも一読をお勧めしたい。

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
